「出国中の奨学⽣への対応について」資料③

2020年7⽉27⽇(⽉) 10:59 Subject: 出国中の奨学⽣への対応について

To: （公財）ロータリー⽶⼭記念奨学会 事務局

⽇頃より⽶⼭奨学事業へのご理解とご協⼒を賜り、誠にありがとうございます。 また、このたびの集中豪⾬により各地で⼤規模な⽔害が発⽣しており、甚⼤な 被害を受けた地区の皆様には、⼼よりお⾒舞い申し上げます。 さて、新型コロナウイルスに関連した出⼊国制限のため⽇本に⼊国できず出国中 の奨学⽣について、７⽉末までの暫定措置を実施してきましたが、現在も世界的 な感染の広がりは続き、出⼊国制限が続いている状態です。また、出国中の奨学 ⽣は⽇本の⼤学に在籍しながらオンライン授業を受けており、⼀部の⼤学では、 後期の授業も原則としてオンライン授業とすることを発表しています。この状況 が⻑期化する可能性を念頭に、出国中の奨学⽣への8⽉以降の対応について、 当会選考・学務委員会で慎重に協議し、常務理事会で承認しましたので、決議し た内容を下記によりお知らせいたします。 記 当会の定款および奨学⾦給与規程にて、⽶⼭奨学⽣は、「勉学⼜は研究のため 来⽇し、⼤学等教育機関に在籍する⽇本国籍を有しない者」、すなわち「在⽇ 留学⽣」と定義されています。そのため、奨学期間中の出国は最⼤90⽇/年とし、 それを超えて出国する場合は、奨学⽣の資格を失うものと定められています。 上記の前提は踏まえつつも、今般の状況は国の制限による不可抗⼒であることを 特別に考慮し、新型コロナウイルスに関連する出⼊国制限によって⽇本に⼊国 できない奨学⽣について、下記のとおりとします。

１）出国期間中も地区や世話クラブとの交流を続け、奨学⽣の義務として新た に定める「奨学⽣報告書（仮称）」を毎⽉提出することを条件に、8⽉以降、 ⼊国できない期間については、奨学⾦額を半額にして⽀給します。

２）⼊国できない期間の奨学⾦について、⽇本国内の⼝座に限り、奨学⽣の個⼈ ⼝座への送⾦を認めます。⽇本に⼊国後は、奨学⾦額を元に戻し、奨学期間終了 まで⽀給します。

＜⽀給例＞奨学⽣が2021年1⽉に⼊国できた場合︓

・4〜7⽉分︓全額（⽇本の⼝座に送⾦可）

・8〜12⽉分︓半額（⽇本の⼝座に送⾦可）

・翌1〜3⽉分︓全額（例会で受け取り）

※海外応募対象奨学⽣は、⽇本に⼝座をまだ持っていないと判断されるため、 ⼊国後にクラブへ送⾦済の分を⽀給してください。

３）世話クラブ補助費について︓ 7⽉29⽇に8⽉・9⽉奨学⾦の各半額とともに45,000円をクラブ⼝座へ送⾦します。

４）海外応募秋⼊学の合格者で9（10）⽉に⼊国できない場合︓ 奨学⽣に出国届を申請してもらうことにより最⼤90⽇間まで出国を認め、当該 期間は奨学⾦を全額⽀給します。90⽇を超えてなお⽇本に⼊国できない場合は、 上記１）２）に準じ、奨学⾦は、⽇本に⼊国できるまで半額⽀給となります。

５）６⽉以降に出国した/する奨学⽣について︓ 奨学⽣に出国届を申請してもらうことにより最⼤90⽇間まで出国を認め、当該 期間は奨学⾦を全額⽀給します。90⽇を超えてなお⽇本に⼊国できない場合 は、上記１）２）に準じ、奨学⾦は、⽇本に⼊国できるまで半額⽀給となります。

６）「奨学⽣報告書（仮称）」については、当会から出国中の奨学⽣およびその 世話クラブに別途メールでお知らせします。

★奨学⽣に、⽇本⼊国の際は、世話クラブに連絡するようお伝えください。また、⽇本⼊国の連絡がありましたら、奨学会下記までお知らせください。scholars@rotary-yoneyama.or.jp ⽇本⼊国の連絡が無い場合には、当⽉の奨学⾦を全額で⽀給できませんので、⽇本⼊国後は速やかにクラブへお知らせするよう奨学⽣にお伝えください。